

富里市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、富里市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、市長が定める都市計画に関する施策について、意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号又は第3号に規定する者のうちから任命された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関するもののほか審議会の会議（以下「会議」という。）に加わり、議決することはできない。

6 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に規定する者として任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、第3条第1項第1号に規定する者として任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、会議の開催日の3日前までに会議の議案を委員及び当該議案に係る臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた議案については、

この限りでない。

3 会議は、委員及び議案に係る臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議案に係る臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当課においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(富里町都市計画審議会条例の廃止)

2 富里町都市計画審議会条例（昭和48年条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。